主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告人の抗告の趣旨および理由は別紙記載のとおりである。

本件記録中の不動産競売申立書、登記簿謄本、送達報告書および競売期日調書に

よると、本件競売手続の経過として次のように認められる。

そうすると、抗告人が競売裁判所に対して根抵当権者であることの届出をした事実は本件記録上認められないのであるから、競売裁判所が抗告人に競売期日の通知をしなかつたことは何ら違法ではない。

よつて、本件抗告は理由がないからこれを棄却し、抗告費用は抗告人の負担として主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 杉山孝 裁判官 田中恒朗 裁判官 島田礼介)